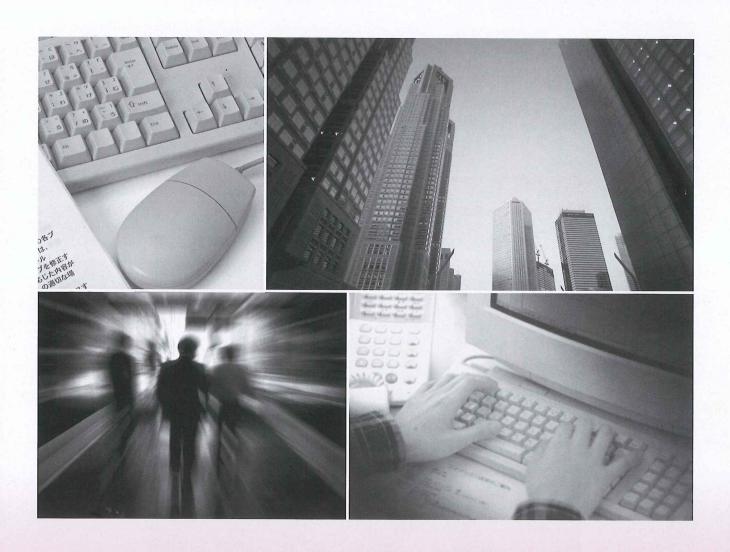
労働保険

継続事業一括申請の手続の仕方



東京労働局

労働基準監督署

継続事業の一括とは…

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則ですから、一つの会社でも支店や営業所等ごとに複数の保険関係が成立することになります。しかしながら事務を集中管理する事業場が増加していることから、事業主及び政府の事務処理の便宜と簡素化を図るため、一定の要件を満たす継続事業につきましては、同一会社の支店や営業所等(これを被一括事業といいます)の労働保険料を指定する一つの事業(これを指定事業といいます)で、まとめて申告納付をすることができます。これを継続事業の一括といいます。

(徴収法第9条)

この、継続事業の一括を受けるためには、労働局長の認可が必要です。

なお、被一括事業に所属する労働者が労災保険の請求等を する場合はそれぞれの事業を管轄する労働基準監督署へ行な うこととなっています。

継続事業の一括の要件とは…

- 1.指定事業と当該指定事業に係る被一括事業の事業主が同一であること。(法人の場合は同一法人の支店、営業所等に限る。)
- 2.それぞれの事業が継続事業で保険関係が成立していること。
- 3.それぞれの事業が、「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。
- 4.それぞれの事業が、保険関係区分(労災保険と雇用保険の 両保険が一元適用なのか、別々の適用なのかの区分のこと です。)が同一であること。



新規 追加の申請

(支店や営業所等の新設の場合)

労働保険 保険関係成立届

支店や営業所等を新設した場合、**支店や営業所等を** 管轄する労働基準監督署に労働保険の保険関係成立 届「様式第1号」(第4条関係)を提出してください。

その際、窓口で徴収法第9条に基づく継続事業一括 申請をする予定である旨申し出てください。

労働保険番号が付与されます。

(現在、労働保険番号をお持ちの場合は、改めて成立届 を提出いただく必要はありません。)

2

労働保険 継続事業一括認可・ 追加・取消申請書

1の保険関係成立届の内容を記入した労働保 険継続事業一括認可・追加・取消申請書「様式第 5号」(第10条関係)を指定事業を管轄する労 働基準監督署にすみやかに提出してください。

※ 提出された労働保険継続事業一括認可·追加申請書は、東京労働局長が、その申請に対する認可の通知を事業 主あてに行います。(認可通知書は再発行されません。大切に保管するようお願いいたします。)認可した被一 括事業は1つずつ整理番号が付与され、今後の申請、届を提出する際には、この整理番号が必要となります。



增加概算申告書

指定事業の申告した概算保険料額が、2倍以上となる見込になった場合は、増加概算申告書が必要となります。 指定事業を管轄する労働基準監督署へ提出してください。

既に労働保険番号を持っていた場合



確定申告書

認可日の前日迄の確定申告書を**支店や営業所を管轄する労働基準監督署**へ提出してください。

	様式第1号 (第4条,第60条,附則第2条関係) 提出用	被一括事業の
	労働保険 ∫ ○:保険関係成立届(継続)(事務処理委託届) 年 月 日	所在地·名称
	1 · 体换关标以工油 (有规)	を記入する。
	[17] M(15 + 1.31600,31601 (17) [2] 表 元 方1 (17) [17]	
	(パ) 雇用保険 (ス) 雇用保険 (ア) 産業 (ア) (ア) 産業 (ア) 産業 (ア) 産業 (ア)	
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	171-8502 トシマク	被一括事業の
		事業の概要を
	# (プラス) (本語 (プ	具体的に記入
	性所 (つづき) 機類 小売業	する。
	(4) 労災保険 (2) 産用保険 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	被一括事業の
注名被 ——	世 島 区	成立年月日を
称一	世所 (つづき)	記入する。
) 支店名・営 は会社名から	事 住所 (つづき) (4所 (つづき) (2886) (2886)	
名名の	4 - 3 0 - 2 0 9 ½ qus 9 cm x x x x x x x x x x x x x x x x x x	被一括事業の
かほら所	# (本所 (つづき) (北 所 (の の の の の の の の の の の の の の の の の の	労働者の中で
業記・	名称・氏名 (1	雇用保険者の 人数を記入す
注)支店名・営業所名の名称は会社名から記入する。被一括事業の住所・名称を記せるから記入する。	ま (3 da) (4 つ (4	る。
のる。記え		
所名のみの記載 入する。	型 (市内内高) (高り) (高り) (高り) (高り) (高り) (高り) (高り) (高	
の 記 る。	03-3971-1259	
では	の素材見込生産量 タカノートル	
あ	平 名称・氏名 (つづき) U	
IJ	株式会社	
ませ	池袋支店	
	② 事務が日委託年月日 (31600,3160(27)時)	被一括事業の
<mark>ん。</mark> 場合には、 労災保険・		労働者数を記
は、険・	金加入済労働保険番号 (31600,31602の時)	入する。
労 雇	+ n + n + n + n + n + n + n + n + n + n	
保保	②適用消光物保険器号1	
険 険のが		⑦を・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
成と	・・ の前単区分 ・	転記する。
年に		
日立	李瑛主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名評印又は署名	
労災保険の成立年月日を記雇用保険がともに成立して	東京労働(株)	指定事業の
労災保険の成立年月日を記入する。雇用保険がともに成立している	東京太郎	一 労働保険番号、
á	H受付年月日 (元号: 平成は7) 元号	保険関係、業
		種を記入する。

※付与される労働保険番号は、被一括事業の整理番号を登録する為に使用する番号であり、 通常の処理(単独で申告納付)を行えない専用番号になります。

新規・追加

保険関係成立届提出により 付与された労働保険番号を記入する。

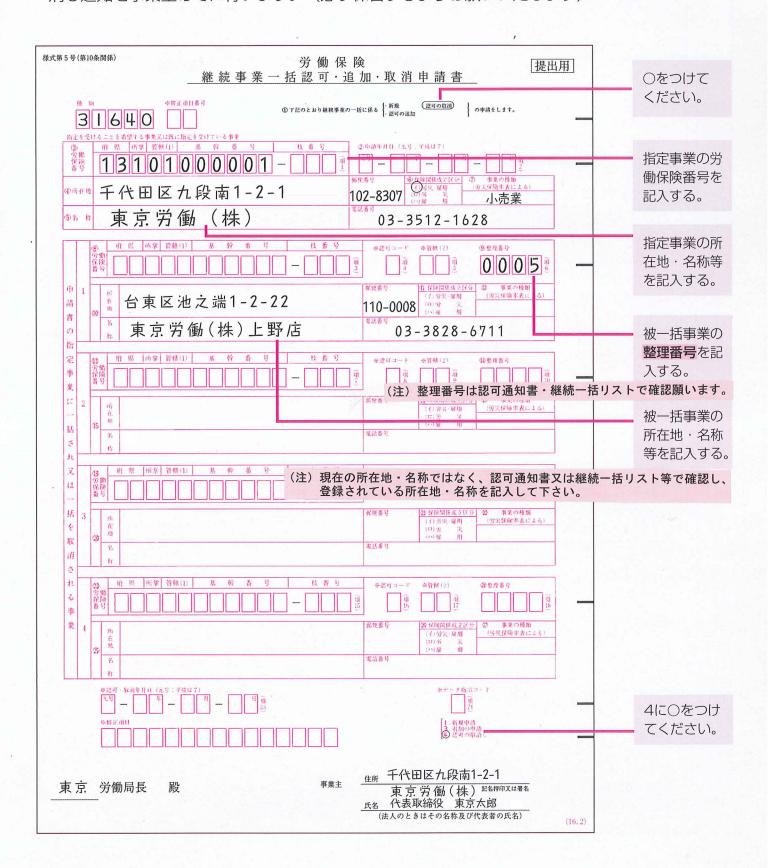
指定事業の労働保険番号・所在地・ 名称等を記入する。 ※指定事業の労働保険番号に対して 初めて一括申請する場合は「新規」 2回目以降は「認可の追加」と なります。 式第5号(第10条関係) 労働保険 提出用 どちらかに〇 継続事業一括認可・追加・取消申請書 をつけてくだ **並修正項目番号** ①下記のとおり継続事業の一括に係る (辺可の追加) } の申請をします。 さい。 31640 する事業又は既に指定を受けて ②申請年月日 (元号:平成は7 13101000001 ①所在地 千代田区九段南1-2-1 102-8307 小売業 東京労働 (株) ⑤名 杓 03-3512-1628 府 県 | 所掌 看轄(1) 基 **幸管轄(2)** (9) 整理番号 13109000001 検関係成立区分 事業の種類 労災・雇用 (労災保険率表による) 曲 請 豊島区池袋4-30-20 112-8502 小売業 書 東京労働(株)池袋支店 03-3971-1259 (T) 被一括事業の 指 所在地·名称 定 (注)登録を行った成立届(OCR部分)に記載した 等を記入する。 事 被一括事業場の所在地・名称を記入 業 10 所在地 ※ 既に指定事業 括 電話番号 となっている 3 n 事業場を被一 又 排整理看引 ※管轄(2) 括事業にする it 場合は、指定 括 報便器号 4) 保険関係成立区分 変更申請にな ります。 0 収 電話番号 8 詳しくはP8 消 # をご覧下さい。 3 事 ② 事業の種類 (労災保険率表による 業 館便看号 38 保険関係成立区分 7 ◆データ指示コード - 24 どちらかに〇 をつけてくだ さい。 _{住所} 千代田区九段南1-2-1 事業主 東京 労働局長 殿 東京労働(株) 認為押印又は署名 代表取締役 東京太郎 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) (16.2)

認可の取消しと申請

(支店は営業所等の廃止、閉鎖の場合)

支店や営業所等の廃止、閉鎖になった場合、「労働保険継続事業一括認可・追加・取消申請書」 (様式第5号)を指定事業を管轄する労働基準監督署に提出してください。

※提出された労働保険継続事業一括取消申請書は、東京労働局長が、その申請に対する認可の取消し通知を事業主あてに行います。(必ず保管するようお願いいたします)

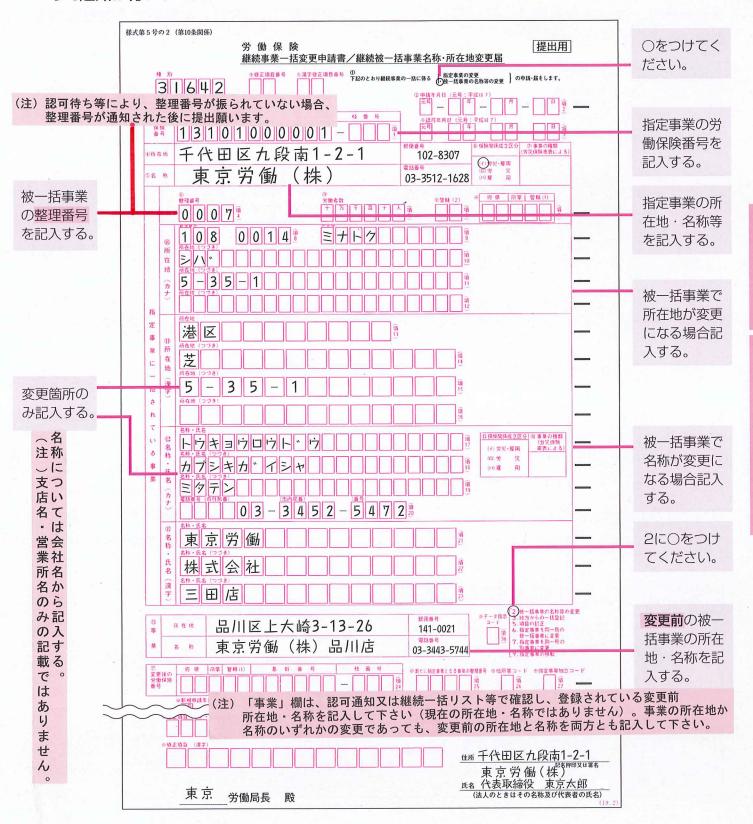


被一括事業の名称等の変更の届

(支店や営業所等の名称・所在地変更の場合)

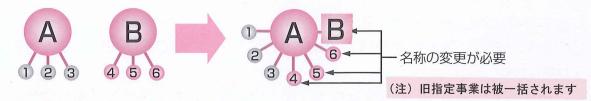
支店や営業所等の名称・所在地が変更になった場合、「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(株式第5号の2)を**指定事業を管轄する労働基準監督署**に提出してください。

※継続被一括事業名称・所在地変更届は、あくまで届であり、申請ではありませんので、**事業主 あて通知は行いません**。

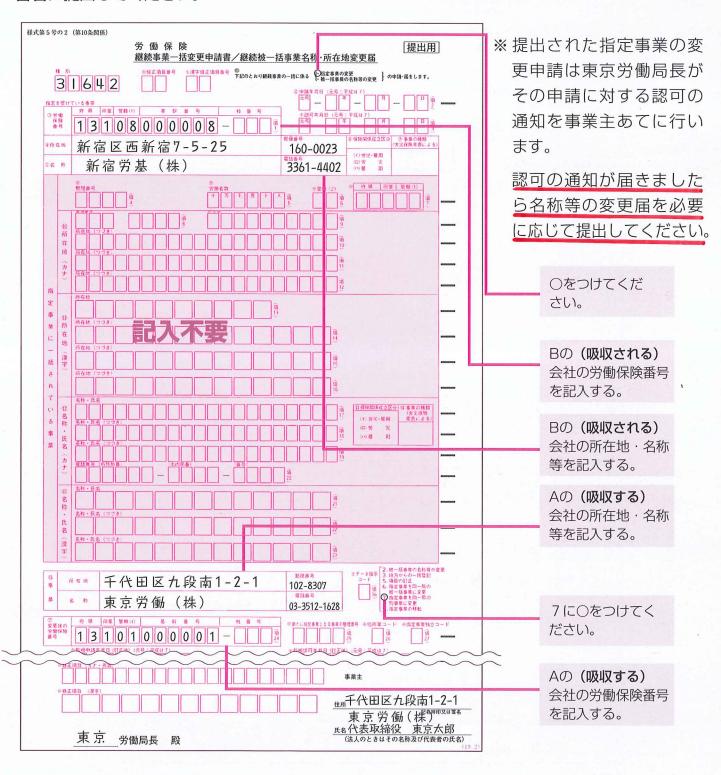


■指定事業の変更の申請 その1

(合併等でAの会社がBの会社を吸収する場合)



合併等でAの会社がBの会社を吸収する場合、「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を**指定事業(Aの会社)を管轄する労働基準監督署**に提出してください。

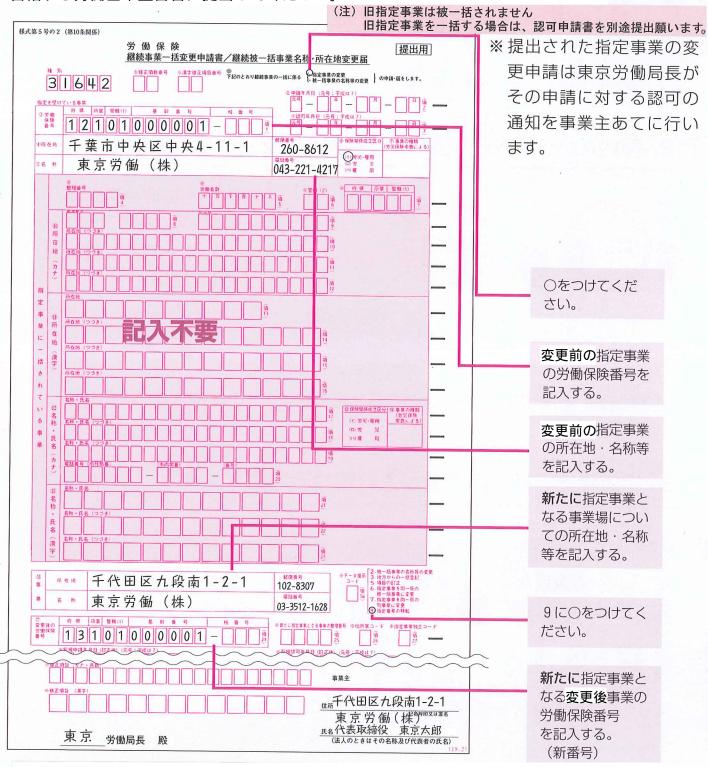


指定事業の変更の申請 その2

(事務組合加入から個別加入へ変更した場合)



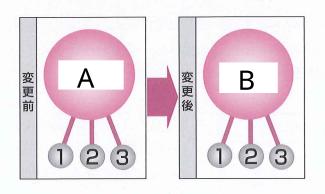
指定事業が事務組合加入から個別加入へ変更した場合、「労働保険継続事業一括変更申請書/ 継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を新たに指定事業となる個別事業を 管轄する労働基準監督署に提出してください。



■その他の変更の申請等

(指定事業が移転または入れ替わる場合)

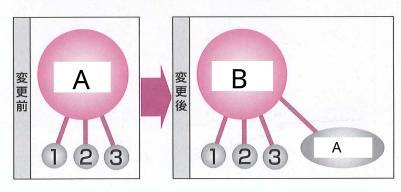
1 AからBへ移転し、Aには何も残らない場合



「名称、所在地等変更届」(様式第2 号)を Bを管轄する労働基準監督 署に提出してください。

※名称、所在地等変更届は申請ではありませんので、事業主あて通知は行いません。

⊋ AからBへ移転し、Aは支店となる場合

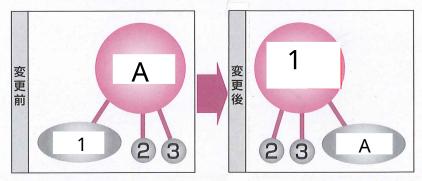


「名称、所在地等変更届」 (様式第2号)を Bを管 轄する労働基準監督署に提 出してください。

Aは新たに A支店 として「保険関係成立届」

(様式第1号)を Aを管轄する労働基準監督署に提出し、その後「継続一括追加申請書」を Bを管轄する労働基準監督署に提出してください(P4、P5 参照)

3. 指定事業と被一括事業が入れ替わる場合



Aから 1への 「名称、所在地等変更届」 (様式第2号)と、被一 括事業である 1から Aへの「継続被一括 名称・所在地変更届」を

1を管轄する労働基準監督署に提出してください。

【事例】

A社とB社が合併をいたします。

A社、B社ともに被一括事業を持っています。吸収合併であり、存 続会社A社の被一括事業は名称は変わりませんが、消滅会社B社の被 一括事業は、A社の名称となります。

継続事業の一括に係るに関する手続きを教えて下さい。

(回答)

まず、A社とB社の「労災保険料率表」による「事業の種類(業種コード上2桁)」が同一であるかご確認下さい(同一でない場合は継続一括が出来ません。)。

同一であった場合、P8の記載例に従い、「労働保険継続事業一括変更申請書」を提出願います。認可後、整理番号を記載した認可通知書を送付します。

※B社本社も被一括されるため、一括しない場合は、後日送付される認可通知にて整理番号を確認し、別途取消申請書を提出願います。 ※認可通知受領後、P7の記載例に従い、旧B社分の被一括事業について「継続被一括事業名称・所在地変更届」を提出願います。

なお、労働保険料について、B社は保険関係が消滅することになりますので、「確定保険料申告書」を提出し、概算保険料を精算し、保険関係を廃止することとなります。

既に概算で納めた保険料額が、確定した保険料より多い場合には 「労働保険料還付請求書」を確定保険料の申告をする際に提出します。

(注)認可通知は各都道府県労働局にて行っております。 手続きの詳細は、指定事業を管轄する労働基準監督署及び各都道府県 労働局にお問い合わせいただくようお願いいたします。

照会年月日:

年 月 日

東京労働局長殿

労働基準監督署長殿

労働保険継続事業一括認可等確認照会票

- 1 依頼理由
- 2 指定を受けている事業

					府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労	動係	R 険	番	号	13		я		
所		在		地				4	9
名				称				*	
担	当	者	氏	名					
連		絡		先					

3 照会の区分

照会事項に該当する番号を〇で囲んで下さい。又、「2・3」については、必要事項も記載して下さい。

- 1 全ての被一括事業を照会
- 2 次の管轄地域にある被一括事業のみ照会

府県	所掌	管轄
13		

3 次の整理番号のみ照会

整	理	番	号	
被 -	- 括 事	業の	名称	
被 -	- 括事第	集の所	在地	

<代理人(社会保険労務士等)に照会を依頼する場合は、以下にも記入願います。>下記2の者を代理人と定め、下記1に規定する権限を委任します。

1	権	限	:

2 代理人 住所:

氏名: 電話番号:

担当者:

事業主

所在地

名 称

氏 名

* 照会については、指定事業を管轄する監督署又は東京労働局適用・事務組合課(適用担当)あてに 郵送(返信用封筒同封)又は窓口に直接依頼して下さい。